

平塚市サッカー協会規約

2019年6月29日

平塚市サッカー協会

平塚市サッカー協会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、平塚市サッカー協会（英名 Football Association of Hiratsuka-City）と称し、略称をHFAとする。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は会長の指定する場所に置く。

(組 織)

第3条 本協会は、平塚市内および近隣のサッカー（フットサルを含む）競技団体で、本協会の目的及び趣旨に賛同し、理事会で承認された者で組織する。

(細 則)

第4条 本協会の規約の施行に必要な細則は、別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本協会は、サッカー（フットサルを含む以下同じ）の普及、発展を図り、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第6条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①サッカーに係る試合の主催及び公式記録の作成等に関する事業。
- ②サッカーに係る団体、審判等の登録に関する事業。
- ③サッカーの指導者及び審判等の養成に関する事業。
- ④サッカーに係る広報及び普及に関する事業。
- ⑤サッカー技術の指導、調査及び研究に関する事業。
- ⑥サッカーに係る地域間交流に関する事業。
- ⑦サッカーに係る試合の運営受託に関する事業。
- ⑧その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 役 員

(役 員)

第7条 本協会は、第2章の目的及び事業を達成するために、次の役員を置く。

- 1) 会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名、理事若干名、会計2名、監査2名
- 2) 名誉会長、顧問及び相談役を置くことが出来る。

(役員を選任)

第8条 理事及び監査は、総会で選任し、理事は互選で会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事を定める。

(役員職務)

第9条 会長は本協会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時にはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事長は会務を総理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはこれを代行する。
- 5 常任理事は、会長、副会長の業務執行並びに緊急を要する事項を処理する。
- 6 理事は、会長を補佐し、本協会の業務執行に参画し、業務を分掌する。

(会計及び監査)

第10条 会計は理事の中より任命し、本協会の会計及び資産の状況を掌理する。

- 2 監査は、本会の他の役員を兼ねることができない。
- 3 監査は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし再任をさまたげない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第12条 本協会の役員が、組織を離れた場合、及び、役員としてふさわしくない行為があった場合は理事会の議決を経て解任されるものとする。

第4章 会議

(総会)

第13条 総会は、加盟団体の代表者及び役員をもって構成し、年1回定期総会を開催する。

又、必要に応じて臨時総会を開催する事ができる。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。
- 3 総会の書記は、総会において選出する。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 役員選出
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他本協会の業務に関する必要事項

(常任理事会)

第14条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長。常任理事、会計で構成する。

- 2 常任理事会は、理事長が招集し、その議長を務める。
- 3 常任理事会は、総会、理事会に提出する事項、並びに本協会の業務推進上必要と認められる事項の審議、執行する。
- 4 常任理事会は、次の事項を審議、執行する。
 - (1) 事業計画案の作成並びに実施
 - (2) 収支予算、決算案の作成
 - (3) 協会役員候補の選出
 - (4) 規約の改正案の作成
 - (5) 細則の作成及び改廃
 - (6) 新規加盟団体の資格審査
 - (7) その他必要事項

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長。常任理事、理事、会計で構成する。

- 2 理事会は、理事長が招集し、その議長を務める。
- 3 理事会は、総会に提出する事項、並びに本協会の業務推進上必要と認められる事項の審議、執行する。
- 4 理事会は、次の事項を審議、執行する。
 - (1) 事業計画案の作成並びに実施
 - (2) 収支予算、決算案の作成
 - (3) 役員の選出
 - (4) 規約の改正案の作成
 - (5) 細則の作成及び改廃
 - (6) 新規加盟団体の資格審査
 - (7) その他必要事項

(会議の成立)

第16条 総会、常任理事会、理事会の議事は、定数の3分の2以上の出席がなければ開催することが出来ない。

但し、あらかじめ書面をもって委任した者は、出席とみなす。

(議 決)

第17条 総会、常任理事会、理事会は、出席者の過半数以上をもって決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

(招集の請求)

第18条 総会、常任理事会、理事会は、定数の3分の1以上の者から会議の目的事項を示して請求があった時は、1ヶ月以内に、これを招集しなければならない。

(総会の議事録)

第19条 総会、常任理事会、理事会は、議事録を作成し、議長及び出席者の1名以上が署名捺印の上、これを保管しなければならない。

第5章 専門委員会

(委員会)

第20条 本会に次に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 第1種委員会 (社会人)
- (2) 第2種委員会 (高校生)
- (3) 第3種委員会 (中学生)
- (4) 第4種委員会 (小学生)
- (5) 第5種委員会 (女性)
- (6) シニア委員会
- (7) 広報委員会
- (8) 審判委員会
- (9) 技術委員会
- (10) フットサル委員会

2 前項の他、理事会の承認を得て、特別委員会を置くことができる。

第6章 会計

(資産の構成)

第21条 本協会の資産は、次の通りとする。

- (1) 会費の収入
- (2) 補助金の収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(会計年度)

第22条 本協会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第23条 加盟団体は、毎年指定された期日までに会費を納入しなければならない。